

様式第1号（第4条関係）

受付番号( )

年 月 日

豊前市長様

## 豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書

住 所

氏 名

⑨

電 話

豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨を理解し同要綱第4条第1項の規定により、「空き家バンク」への登録を申し込みます。

登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

1 契約交渉について、次のとおり①当事者間の交渉か、②宅地建物取引業者の仲介か、選択してください。

① 契約交渉に関するすべてについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。

② 契約交渉のすべてについて、宅地建物取引業者へ仲介を依頼します。

併せて、宅地建物取引業者へ情報の提供を行うことを承諾いたします。

### 《注意事項》

- 1 豊前市では、情報の紹介や必要な連絡調整等をおこないますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う賃貸・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。また、「所有者等」と「利用者間」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 2 宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
- 3 豊前市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。